

令和6年度 田彦中学区市政懇談会

日時：令和6年7月20日（土） 10：00～11：30

場所：田彦コミュニティセンター

令和6年度 田彦中学区市政懇談会	1
【事前質問】	3
1 地域から児童生徒への戸配文書の扱いについて（田彦西自治会）	3
（教育委員会総務課回答）	3
2 学校運営協議会の委員選出について	3
（指導課回答）	3
3 非自治会員への公・準公的機関の対応について	4
（市民活動課）	4
4 未舗装私道の側溝蓋及び側溝の管理について（堂端自治会）	4
（道路管理課・農政課回答）	4
5 市道上の個人管理のマンホールについて（堂端自治会）	5
（道路管理課回答）	5
6 県道6号線の不法投棄について	6
（廃棄物対策課回答）	6
7 不審者情報の自治会への情報提供について（堂端自治会）	6
（指導課回答）	7
8 交通安全について（西大島自治会）	7
（生活安全課・道路管理課・商工振興課回答）	7
（生活安全課回答）	7
9 大島公園の駐車スペースの拡幅及び歩道の整備について（西大島自治会）	8
（公園緑地課回答）	9
【懇談内容】	9
1 勝田駅東口のトイレについて（個人参加）	9
（建設部長回答）	9
（市長回答）	10
（再質問）	10
（市長回答）	10
2 治水だよりを活用したPR方法について（大島公園西自治会）	10
（建設部長回答）	10
（再質問）	11
（建設部長回答）	11
3 運転免許自主返納の支援について（個人参加）	11

(市民生活部長回答)	11
(企画部長回答)	12
4 水道水に含まれる有機フッ素化合物について(個人参加)	12
(水道事業管理者回答)	12
5 介護保険料の推移について(個人参加)	13
(保健福祉部長回答)	14
(市長回答)	14
6 ロックインジャパンの経済効果及び来年以降の開催について(堂端自治会) ..	15
(経済環境部長回答)	15
(市長回答)	15
7 小学校における栄養士の配置について(個人参加)	16
(教育長回答)	16

【事前質問】

1 地域から児童生徒への戸配文書の扱いについて（田彦西自治会）

- ・学校における児童生徒への文書戸配の対応変更の際、自治会連合会等との調整の有無について
- ・地域の会長名（地域づくりの会、自治会他）が発信する戸配文書については、教育委員会の検閲を廃止し、学校長の判断とすること
- ・学校と地域の連携推進の後方支援をすること
- ・教職員に地域との連携の大切さの認識を推進すること

（教育委員会総務課回答）

現在、教職員の長時間勤務が全国的に問題となっており、本市におきましても児童生徒に向き合う時間をより確保するため、対応策の一つとして、学校における様々な文書やチラシの配布について見直しを行ったところです。

文書等の配布については、様々な団体から多種多様な文書等の配布依頼があることから、見直しにあたっては教育委員会において協議し、依頼団体の属性に応じた一定の基準を設けました。自治会や地域コミュニティ組織など公共公益性の高い団体からの依頼は、児童生徒への個別配布を可能とし、任意団体や民間企業などからの依頼については、個別配布を行わず昇降口に設置することといたしました。

また、文書等の内容の解釈につきましては、学校がそれぞれに対応しますと、判断に差が生じる可能性があり、その判断に時間を要することから教育委員会を窓口としたところです。

このようなことから、引き続き教育委員会を経由する対応とさせていただきたいと考えております。配布依頼を受けた際には、迅速に対応してまいりますのでご理解とご協力をお願いいたします。

教育委員会といたしましては、地域と学校との連携は、学校運営において非常に重要であると考えております。引き続き、学校の教職員を含め、連携の大切さの認識を深めるための取組みを推進してまいります。

2 学校運営協議会の委員選出について（田彦西自治会）

協議会委員の推薦において、地域からの推薦枠を設けてはどうか。

（指導課回答）

本市におきまして、全小・中・義務教育学校に学校運営協議会を設置しております。

その委員につきましては、本市学校運営協議会規則において、地域の住民、保護者をはじめとする方々を任命することとしております。

現在、地域の方々といたしましては、自治会やコミュニティ組織関係者の方々、PTA 関係者の方々の2名から3名の方々の、ほとんどの学校において任命しております。

今後も引き続き、地域とともにある学校を目指し、地域の方々のご意見を反映し、ご協力をいただけるよう、人選してまいります。

3 非自治会員への公・準公的機関の対応について（堂端自治会）

自治会活動は、純粋な自治会活動と交通安全・防犯・災害対策などの公的活動、社協や日赤などの自治会の区域外の活動が混在しており複雑である。また、退会者や未加入世帯などにより、非会員、会員間の受益面での不公平が大きい。今後、自治会でどのように対応していくべきか。

（市民活動課）

自治会は、地域の自主的な活動のほか、市や他の団体等からの業務を担っていただき、複雑になっているものと認識しております。

しかし、各自治会の規模や活動内容は様々であることから、市で統一したガイドライン等を策定することは困難と考えております。

市では、行政から自治会への依頼業務の見直しに取り組んでおり、今後も自治会運営における負担軽減を図っているほか、自治会活動への理解促進のため、令和5年度には加入促進動画とチラシを作成し、自治会の加入促進対策を進めております。

引き続き、自治会連合会と連携しながら、自治会運営に対する支援を行ってまいります。

4 未舗装私道の側溝蓋及び側溝の管理について（堂端自治会）

未舗装私道が多く、碎石の飛び散りで公道・特に公道隣接部・側溝蓋が痛むので、対策を要望する。

- (1) 未舗装の私道に対する助成制度について
- (2) 未舗装の私道から飛散する碎石による公道の破損について
- (3) 道路冠水対策について(道路や側溝に対する隣接地からの土砂の流出対策について)

（道路管理課・農政課回答）

(1) 田彦中学区は、JR常磐線と国道6号とに近接しており、また水戸市への通勤通学にも便利なことから、「線引き前（S46年に都市計画法の適用があり用途地域が定められる以前）から宅地分譲が盛んに行われてきました。そのためか、地区内には公道のほか、宅地開発に伴い作られた位置指定道路等の私道が数多く混在しております。

私道に関しましては、その所有者が管理するという原則に基づき、また市内には未だに未舗装の公道も多く存在するため、公平性の観点から、私道に対する舗装の助成制度は設けておりません。

このことから、私道を舗装する場合においては、その所有者と道路を利用している方でご協議いただき、個人負担での整備をお願いいたします。

2) 公道の舗装の破損の軽減対策として、公道への碎石の飛散を防止するため、私道ではあっても公道との接続部を約車1台分舗装するというご提案につきましては、私道の整備は所有者又は管理者にさせていただくことが原則ですが、公道の舗装工事等を施工する場合において、舗装や側溝の破損を防ぐため、必要に応じ、私道所有者の同意のもと、私道の取り付け部分の一部を舗装する付帯工事を実施しておりますので、現場の状況に合わせて協議させていただきたいと存じます。

(3) 道路冠水の一つの要因となる側溝等への土砂の流出対策を、隣接する農地などの所有者に申し入れしてほしいというご要望につきましては、既存の道路側溝は近年のゲリラ豪雨など大雨により、想定の排水処理能力を超えてしまうことがあり、併せて沿道の土地(宅地や畑など)から雨水が流れ込むことにより、道路の冠水が発生しております。さらに、この冠水により土砂が側溝に流れた結果、側溝に土砂が堆積し、排水能力が低下することで冠水を助長することがあります。

市としましては、道路側溝の排水能力を確保するため、関係部署(畑の場合は建設部と経済環境部など)と連携して、沿道の農地の所有者などに対し、土砂の流出抑制を呼びかけるなどの対応をしております。

5 市道上の個人管理のマンホールについて(堂端自治会)

市道における老朽化した個人占有者の排水路について

- (1) マンホールの蓋を修繕せず危険
- (2) 管路の使用・未使用、財産管理の明確化

(道路管理課回答)

(1) 市道を占有する個人所有又は共有の排水管は、公共下水道や道路側溝の整備が進んでいないことから、各々で合併処理浄化槽を設置し、その処理水を道路側溝や雨水管など市が管理する排水施設に接続しようと設置したものです。

これらの施設管理は所有者・管理者が適正に管理することとなっておりますので、市では地域の皆様の不安を少しでも解消するため、所有者・管理者に対し適正に管理するよう指導してまいります。

(2) 道路を占有する管路等の使用・未使用を把握し、使用しているものは接続部の最終個所のみを市が管理し、使用していないものは埋めるというご意見と存じます。先述のとおり、本来管路等の占有物は、所有者・管理者が適正に管理すべきものであり、これを公

費で市が管理するという事は公平性の観点から難しいと考えます。また、管路の占用を中止したときには、廃止の申告をしていただくことがルールですが、廃止の申告をされる方は少ないのが現状であり、使用しなくなった施設の把握が困難な理由の1つであります。

これらの占用物を使用しなくなった際には撤去が基本ですので、いわゆる「管路の埋め殺し」については、原則として承認しておりません。

なお、「個人の排水管を譲与や帰属を受けて市が管理する。」などの見解については、「開発行為による道路のように市で維持管理することを前提に一定の設計条件の下に築造されたもの」であれば、公共物として市で管理を引き受けても問題はありません。しかし、「個人または共有で設置した下水管等で、公共下水道が整備されたことで使用しなくなったもの（＝資産価値のなくなったもの）」などは、公共物としての利用が見込めない場合、譲与や帰属は難しいものと考えます。

6 県道6号線の不法投棄について（堂端自治会）

常陸那珂有料道路先の常陸那珂港インターチェンジ付近と交わる、県道の上下線の間にある雑木林がごみの捨て場になっている。この場所は海浜公園の海側の入口があるところで、域外訪問者も多く目にする場所なので、美観・衛生を保つ策を講じる必要がある。

（廃棄物対策課回答）

ご指摘の県道上下線の間にある雑木林につきましては、市も現場を確認しており、大部分がレジ袋のごみで、車上から走行中にポイ捨てされているものと推測されます。

市では、この上下線の道路及びその間の土地を管轄する茨城県常陸大宮土木事務所に対して、清掃や除草などの対応措置と併せて、不法投棄防止看板などの抑制方策についても検討するよう要請しました。

ひと気のない場所で起こるポイ捨てや不法投棄を未然に防ぎ、状況を悪化させないためには、監視している姿を見せることや早期発見が重要です。そのため市では、市内各コミュニティから選出された21名の方を不法投棄監視員として委嘱し、それぞれの地域をパトロールしていただいております。市でも専任の職員2名を配置し市内全域をパトロールしており、監視員からの報告も活用しながら土地所有者への適正管理の指導や不法投棄防止看板の配布などを行い、未然防止と早期解決を図っているところです。今後もこうした取り組み継続していくとともに、市報やホームページをはじめ様々な機会での不法投棄防止の啓発に努めてまいります。

7 不審者情報の自治会への情報提供について（堂端自治会）

不審者情報について、自治会にも広く周知する方法をとっていただきたい。

(指導課回答)

現在、児童生徒や保護者から学校に連絡のあった不審者情報につきましては、学校から、市教育委員会、市教育研究会、市内各小・中・義務教育学校、市内の県立学校、ひたちなか警察署生活安全課と情報共有しております。

また保護者には、学校から連絡アプリを使って注意喚起を呼びかけております。

この連絡アプリに各自治会長等も登録していただくことにより、児童生徒の安全安心に関する情報を共有することができるようになりますので、登録をいただければ幸いです。このアプリについては、自治会連合会等の際に、教育委員会より各自治会長等に、ご紹介いたします。その後各自治会にてご検討いただき、登録をされる場合は、学校までお問い合わせいただければと思います。

8 交通安全について（西大島自治会）

- ① 大島公園東の道路は、制限速度30キロであるが、速度超過の車を見かける。事故が起きる前に、取り締まってもらいたい。周辺の道路でも、同様の状態である。昨年も要望したが、改善されてないとみられるので再度要望する。
- ② 総合福祉センター前の道路において、道路に塗装した「横断歩道の表示」「速度（30キロ）表示」「止まれ表示」等の塗装がはがれて、薄くなっている。この交差点付近での事故が多発しているので、補修して欲しい。
- ③・横断歩道がある交差点に街路灯がなく、夜間は人が認識できない。
 - ・事故が起きる前に街路灯の設置をお願いしたい。
 - ・自治会で調査したところ、街路灯はあるが点灯していないので修理をお願いしたい。

(生活安全課・道路管理課・商工振興課回答)

(生活安全課回答)

①朝夕の出退勤の時間帯において利用される当該道路は、「ゾーン30」の指定により速度規制を実施しているにもかかわらず、制限速度を超過し走行するドライバーも多く見られる状況であることは把握しております。

このような状況のなか、市からひたちなか警察署に対し、速度規制にかかる路面標示などの再着色や定期的なパトロールの依頼を行い、実施していただいているところです。

併せて、市では、市内各所において、住民の皆様のご理解を得たうえで、登校時間帯の車両の通行規制や路面表示やカラー舗装、グリーンベルトなど視覚的効果を利用した対策を道路状況に応じて実施しております。

また、近年、「ゾーン30」による速度規制に加え、物理的デバイス（路面を盛り上げる

「ハンプ」や道路幅員を狭くする「狭さく」など）を用いて速度抑制を実施する「ゾーン30プラス」が創設されました。この制度は、スピードを落とさせる手法として有効ではありますが、騒音や振動が発生し、当該区域の皆様も通行しづらくなるなどの課題があります。

市としましては、当該箇所につきまして、ドライバーの速度規制の認識を深めるために、現場の注意看板の増設と民間交通指導員の配置を検討してまいります。また、ひたちなか警察署に対しまして、定期的なパトロールとより一層の取締り強化を依頼してまいります。それでも、効果が見込めない場合には、「ゾーン30プラス」の指定や物理的デバイスを用いた速度抑制を検討し、地域の実態調査を行い、警察との協議や住民の皆様の合意を得たうえで、道路状況に応じた手法を実施してまいります。

②次に、総合福祉センター前の道路においての、「横断歩道の表示」「速度（30キロ）表示」「止まれ表示」等の路面標示の補修のご要望についてですが、交通規制に該当するため、所管であるひたちなか警察署に再着色を依頼しました。

また、外側線等の路面標示につきましては、市が行っている定期の道路パトロールを通じて、劣化の状態に応じて順次補修を行ってまいります。

（経済環境部回答）

③自治会で現地調査いただいた街路灯は「商店街街路灯」であり、市の所有物ではなく近隣の事業所や店舗など個人の所有物となります。

市では、商店街街路灯の撤去や更新に対する補助金交付により、所有者自らの対応を促しております。所有者を調査し判明した場合は、補助金の案内を行い、適正な管理がされるよう努めてまいります。

（道路管理課回答）

③この商店街街路灯の所有者・管理者が不明などの理由で修繕されなかった場合は、夜間の横断歩行者の安全のために道路照明などを新設する必要があるかと思えます。

また、その他の街路灯の新設につきましては、毎年5月上旬、各自治会長宛に「街路灯設置要望について」の照会文書をお送りしておりますので、それによりご要望くださると幸いです。

なお、市全体では要望数も多く、年度内にすべての要望箇所の街路灯を設置できない場合もあります。その際には次年度以降に順次設置してまいりますのでご理解くださるようお願いいたします。

9 大島公園の駐車スペースの拡幅及び歩道の整備について（西大島自治会）

①公園の駐車場は利用したいときに満車の場合が多いので、駐車スペースを広げてほし

い。

②雨が降った後など園内の歩道がぬかるんで歩きにくい場所があるので、整備をしてほしい。

(公園緑地課回答)

①大島公園は、ため池や樹林帯など自然の景観が楽しめる公園として、多くの皆様に親しまれておりますが、利用状況に見合った十分な駐車場を確保できず、ご不便をお掛けしている状況です。

公園としては、比較的大きな面積（4.81ヘクタール）を有するものの、その過半をため池が占めていること、また駐車場に隣接する樹林帯は、一定の間隔で樹木が立ち並んでいることから、十分な駐車場拡張用地を確保しにくいのが実情です。

このような状況ではありますが、今般、駐車場に隣接する樹林帯において、枯損木を伐採する必要が生じたことにより、ある程度のスペースが確保できたことから、このスペースを活用した駐車場の拡張整備について、前向きに検討してまいります。

②大島公園は、都市公園の種別上、自然の景観を楽しむための「風致公園」に分類されております。

公園内の施設は、自然の起伏をそのまま生かした造りが基本となっておりますことから、降雨後は水溜りやぬかるみが部分的に発生しやすい傾向にあります。

去る5月下旬に園路の状況調査を行ったところ、水溜りやぬかるみを複数箇所確認しました。自然を生かしながらも、安全で快適な園路であることも肝要と存じますので、こういった箇所の修繕や整備に努め、歩きにくい状況の改善を図ってまいります。

【懇談内容】

1 勝田駅東口のトイレについて（個人参加）

勝田駅の1階のトイレが非常に汚いので、市の観光振興課に電話をしたが、観光振興課が担当ではなかった。今の時代は、コンビニや高速道路のサービスエリアなど、トイレはどこもきれいで、日本においてトイレがきれいというのは世界的な一つのシンボルになっている。観光客の第一印象を大切にするためにも、ぜひとも、きれいなトイレにしてほしい。

(建設部長回答)

ご意見いただきました駅のトイレにつきましては、道路の一部ということで道路管理課が管理をしている施設となっております。

ご指摘のように、これからロックインフェスティバルや様々なイベントが計画されてお

り、駅に降りた観光客の方が最初に入る市の施設でもございますので、きちんと清掃をするように努めていきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

(市長回答)

観光の方にお話をいただいたということで、その後、道路管理課の方には繋がりましたか。

(再質問)

道路管理課に繋がり、丁寧に対応していただいた。私は長崎出身で、長崎は観光スポットが多く、クルーズ船が年間 265 隻市内で停泊するため、タクシーの運転手をはじめ全員が観光大使のような形で取り組んでいる。一朝一夕にはできないかと思うが、ひたちなか市もぜひ市役所の職員全員、市民全員が一丸となって取り組む必要があると思う。

(市長回答)

ありがとうございます。担当ではないですよというので終わってしまっていたら、どうしようかと思ったのですけれども、繋がっていたということでよかったです。

いろんな課に跨ってるので、市民の皆様方には分かりづらいところもあるかと思いますが、受けたところでしっかりと情報共有するようにしておりますので、ご理解いただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

2 治水だよりを活用した PR 方法について (大島公園西自治会)

河川課が発行しているひたちなか治水だよりを毎回興味を持って読んでいます。施設の仕様などが分かり良い資料だと思う。

しかし、せっかくデータもあるので、もう 1 つ工夫をしていただきたい。例えば、いろんな施設のスペックが書いてあるが、いろいろな方式がある中でこの地域においてはどのような意図でこの方式を採用したのかなど、そういうものもあわせて情報として提供していただくと、それぞれの地域の危険ポテンシャルなどを含めて理解できると思う。

また、冊子になれば、小学校や中学校で治水に関する良い教育の資料になると思うので、もう 1 歩進んだものになるよう努力をお願いしたいと思う。

(建設部長回答)

今本市では、ゲリラ豪雨やそういったものに対応するために 100 ミリプラン、那珂川流域の治水対策の事業を進めているところでございます。これを市民の皆様にご理解いただくために、毎回この治水だよりというものを発行し、現在の状況や工事の進捗状況をご理解いただくために配布をしているところでございます。

ご指摘をいただきましたように、内容につきましては、今いただいたご意見を参考に、

さらに皆様に分かりやすくできるような工夫をしていきたいと考えております。

また、学校からご希望があれば、我々市の職員も学校などに出向きまして、また、自治会の方でも結構ですので、そういった機会に呼んでいただければ分かりやすく説明するような機会を作っていきたいと思っておりますのでよろしくお願いしたいと思います。

(再質問)

前向きに積極的に PR するのもいいのではないかと思います。田彦小学校の貯水池を作った時に市の河川課の方が来て、パンフレットを作って小学校に渡したという話あったが、それでは伝わらないのではないかと思います。色々なアイデアを持っていろんなタイプのもを作っているの、これを積極的に PR していき、それがまとまれば今度はさらに他の県とか他の自治体にこういうふうな形で治水というものは管理できるし、あるいはこういう条件の時はこちらの方がいいよという貴重な資料になると思うのでお願いしたい。

(建設部長回答)

特に、今回、田彦中などにつくりました貯留施設というのは非常に重要な施設で、学校の教育などで自分の学校のグラウンドにこういったものが埋まっているということを理解していただくために非常に重要な施設だと思っておりますので、学校と協議をさせていただいて、ぜひそういう機会を設けさせていただきたいと考えております。

3 運転免許自主返納の支援について（個人参加）

先日、運転免許証を返納した方が、コミュニティバス等が減便されて不便になり免許返納を後悔しているといった話を耳にした。これから、高齢者が増えていく中で、コミュニティバスの運転者の確保など、様々な理由で減便せざるをえないというような時には、高齢者の方たちが安全安心に免許返納ができるということを念頭に置いて、予算の編成をしていただきたい。

(市民生活部長回答)

私の部署では免許返納制度を担当しております。

ひたちなか市の取り組みですけれども、高齢者が事故の加害者や被害者になるというケースが多いということもありまして、免許を返納していただく後押しという事業として免許返納制度を展開しているところでございます。免許返納していただきますと、おっしゃいましたとおり、移動の足がなくなり、買い物や病院に行くのにも困るということもありまして、市としては、コミュニティバスの1年間無料乗車パスを展開しております。

市で今取り組んでいるというものは、高齢者の足の確保ということではなくて、あくまでも免許を返納していただく後押しにすぎないということになっておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

(企画部長回答)

先ほど公共交通のうち、コミュニティバス、スマイルあおぞらバスのお話でございましたので、導入の経緯と成り立ちから少しだけお話をさせていただければと思います。

コミュニティバスを導入いたしましたのは、平成 18 年で約 20 年ほど前でございます。導入の経緯につきましては、平成 14 年に道路運送法が改正になりました。それ以前から、バスと言えば路線バスが市内には走っていたかと思うのですが、この路線バスの廃止等についてこれまでは許可制であったのが、事前届け出制になったことで、交通事業者さんの経営上のご意思などによって廃止というのが比較的可能になりました。

そういった背景がございまして、これからの社会、そういった形で対応していくと公共交通の空白地帯が生まれるのではないかという懸念がその時点で生じたものでございます。その後、便が廃止になる地域が出てきましたので、平成 18 年よりスタートしたわけでございます。今は 8 コースございますが、当時は全 2 コースでスタートしました。18 年、19 年、2 か年の間に 5 コースまで増やしたのですが、ただなかなか大きなバスは細い道を通れないといったところもございましたので、細い道を通る分には小型バスよりはワゴン車の方がいいのではないかということで、平成 30 年までに今現在の 8 コースにしたところでございます。この 8 コースが今どのように走行してるかという、路線バスのあるところは路線バスで、路線バスがないところをこの小型のスマイルあおぞらバスで運行していこうというようなことでスタートいたしました。

今現在、スマイルあおぞらバス、路線バスのそれぞれの停留所を見回すと、大体自宅から直線距離で 300 メートル以内には路線バスもしくはあおぞらバスの停留所が配置しております。ただ、年に数件ほど、この辺に停まらせてほしいとか、そういったご相談ありますので、そういった形でどういった時にお困りか伺いながら、路線バスとか、あるいは公共交通は乗り継ぎをイメージしておりますので、電車の時間、あるいは路線バス等の勝田駅に向かう時間などを組み合わせながら、毎年度、年度末に他の公共交通のダイヤと合わせて改正をしております。

ですので、今がゴールということではなく、それぞれまたこれからいろんなお悩みとかある中で、また運転手不足というのも当然ございますので、それと向き合いながらより良い公共交通にしていきたいと思います。よろしく願いいたします。

4 水道水に含まれる有機フッ素化合物について（個人参加）

水道水に有機フッ素化合物が含まれていると、全国的な問題になっている。私たちの飲める水は安心して飲める水なのか。また、水質検査の結果や今後の対応について伺いたい。

(水道事業管理者回答)

ご質問いただきました水道水のピーファスは約 4,700 種類ありまして、そのうちピーファス、ピーフォアがいわゆる有機フッ素化合物ということで、自然界では分解できない、体内に蓄積されやすいと言われております。

最近新聞や NHK でも放送され、一部の週刊誌で取り上げられたというのが実態かと思えます。ご質問の水は大丈夫かと言われると、結果からいうと、心配する、懸念するということではないとお答えします。

いろいろと報道ベースで、汚染源はどこから来るのかということが言われておりますけれども、1つは東京の横田基地、米軍基地です。消火剤を使うことによってそれが河川に流出して汚染するというのが1つです。それと在庫になった活性炭を積んで古くなったものが雨により地下に浸透していき、それが汚染源になると言われております。人体の影響としては、内閣府の食品安全委員会というところが、ピーファス、ピーフォア、それぞれがんと関係とか、あるいはワクチンを含めた免疫力、それが非常に薄くなるかとかそういうことが言われておりますけれども、エビデンスとしてきちっとした証拠はないというのが今の内閣府の見解です。いろいろ言われておりますけど、国としては、まず水として環境省が示しておりますこの暫定目標値というのが、ピーファス、ピーフォア、合わせて合計値なんですけれども、水の1リットル当たり57ナノグラムパーリットル、それが目標値というふうに言われております。今後、国は暫定目標値を見直すという見解も示されているというのが情報等であります。

ひたちなか市は源水を那珂川から水を取っているのと湊地区は地下水を利用しております。ここでこの2つを源水として、水質検査を毎年やってございます。浄化した水を皆さんにお配りしますけれども、水質検査の結果からいうと、水質は合算して、2から3未満ということです。つまり、環境省の57ナノグラムより大幅に下回っているというのが現状です。2から3未満と言っておりますけれども、未満というのは、これは分析法により検出される最小値の値だということですので、ほとんど検出されていないというふうにみてもいいのかなと思います。これは、市のホームページで公表しておりますので、確認していただければと思います。今後どうするのかということですが、私はその水を皆さんが飲料水で飲んでいるあるわけありますので、安全であることが第一であります。そのためには、水の水質検査、これをきちんとモニター化するということです。それと国の動きについては、しっかり今後、全国調査をやっていただきたいなと思っております。それとあわせて、汚染源は本当にどこにあるのかということもきちんと明示していただきたいというふうに思いますし、また、今後、技術もいろいろ進展すると思っておりますので、取り除く施設、こういったものどんどん出てくるんだというふうに思います。そういったものを全部研究して我々自治体にきちんと提供し、そして皆様にご提示できればと思います。

5 介護保険料の推移について（個人参加）

令和6年度に介護保険料が変更になり、茨城県全体では平均が5,609円で、ひたちなか

市は6,000円になった。ひたちなか市は、5,500円から6,000円で9%上がっており、茨城県平均では2.3%と聞いている。残念ながら、ひたちなか市は負けているなと思った。

もう一つは、茨城県とひたちなか市で比較した時に、65歳以上の高齢化率が人口に占める割合は、ひたちなか市が20%台に対して、県は30%超えてる。茨城県の場合は、高齢化が全体としては進んでいるが、介護保険料を払うお金は平均より低く逆転現象になっている。

例えば、平成27年から令和2年というのは4,900円台で、ひたちなか市の方が茨城県の平均よりも低かった。今はなぜこのように上がってきてるのか教えていただきたい。また、最初の太谷市長のお話の中でも元気アップ体操などで、健康で長生きできるように運動を進めているが、それらの成果をこれから上げて、3年後には県平均よりも下がるようにしていただきたいと思う。

(保健福祉部長回答)

介護保険料については、今おっしゃられましたとおり、最初は2,700円からスタートしまして、前回の8期が5,500円、現在の基準値が6,000円ということで、500円アップいたしました。

茨城県の状況については、第8期が5,485円、第9期の平均で5,609円、そして全国で見ますと、6,000円から6,023円ということで、県内では少し高いのですが、全国平均よりは少し安いということになっております。

介護保険料というのは、実は市町村毎における介護保険サービスの給付費を基本にして作っております。すなわち、介護保険の施設のないところは安いということになっております。あるいは、介護保険を使う方が少ないところは安いということになっております。ひたちなかにおきましては、実は特別養護老人ホームも作っており、今年の秋にまた1つ三反田にオープンいたします。それから、グループホームも市内にたくさん作っており、サービス付きの老人ホームや有料老人ホームもございます。

そのように、介護保険料というのは、介護サービスがある程度整備されていることをベースにして作られておりますので、決して安い高い、ただそれだけではないというのをご理解いただけるとよろしいのかなと思います。

詳細につきましてご興味があれば、詳しくご説明させていただきたいと思います。

(市長回答)

今、部長がお話したとおりなのですが、私が冒頭にお話をした障害者のいろいろなサービスの費用が伸びており、その背景には、利用できる事業者が充実してきたというお話をさせていただきました。この関係と一緒になんです。人数だけではなくて、もちろん人数が少なければ抑えられるんですけども、人数がいていろんなサービスも充実していると使えるようになるので上がってくる。そういうことになっていて、ひたちなか市や水戸は比較

的、事業者が多く充実してるので、高めに設定がされるような形になってる。これを適正に利用してもらって、抑えつつサービス事業は充実してるというバランスをどう取っていくのが非常に難しくなってくるのかなというふうに思っております。

ぜひその仕組みも今質問をしていただいたので、広く皆さんにもお伝えできるという機会になりました。ご理解をいただければと思います。

6 ロックインジャパンの経済効果及び来年以降の開催について（堂端自治会）

ロックインジャパンフェスティバルが5年ぶりに開催されるが、ひたちなか市での経済効果はどのくらいか。また、来年度以降も継続して開催していくのか伺いたい。

（経済環境部長回答）

ロックインジャパンフェスティバルにつきましては、2000年から開始になりまして、今年度25周年を迎えるというような節目の年でございます。

いろいろな経緯がありまして、ひたちなかでの開催がなくなりまして、5年ぶりの周年開催という特別企画で今度戻ってくるというのは、単なる音楽興行、音楽業界の方がお金もうけでやっているイベントではなく、ひたちなか市、それから茨城県にたくさんのお客さんも全国から呼び寄せる1つの大きな事業でございます。

また、イベントを開催するにあたりましては、たくさんスタッフの方、お客様も含め、宿泊や飲食にもお金が落ちるということで、大きな経済効果があるものでございます。実際の経済効果につきましては、主催者側としては、明確な数字としてこういうものだというものは試算をしているかどうか分からないのですが、公開はしておりません。

また、一部、試算したものを公開しているところもございますけれども、明確にいくらというものは今この場で申し上げられませんが、一説では10億円を超える大きな効果があるというふうに聞いております。宿泊事業においては、茨城県内ほぼ全部の宿泊施設が埋まり、ひたちなか市以外にも水戸や笠間といった周辺自治体だけではなくて、県北から県南までお客様にお泊まりいただいたり、何よりこのひたちなか市という名前を全国に発信するということが効果をいただいております。今後とも我々としましては、長くお付き合いをさせていただくために、ぜひまた節目節目もしくはまた以前のように毎年開催するような運びになっていただければありがたいと思っておりますが、まず今年の周年開催が成功裏に終わることを期待しているというところでございます。明確に数字が何十億と申し上げられなくて恐縮ですけれども、国単位でのものが入ってるというふうに言われております。来年度以降も続けていただければと思っております。

（市長回答）

ロックフェスは、主催はロッキンオンさんという民間の事業でありますので、様々な事業の中でこれから発表があるのではないかなというふうに思っております。我々としては、

ぜひ継続したお付き合いをさせていただきたいという話もさせていただきますし、またロッキンオンさんとも、非常にひたちなか市は良い関係で協力体制ができてるといふふうに思います。あくまでもいろいろな情報は主催者が発表していくという形になるかと思しますので、今後、我々もしっかり働きかけてきますので、情報をお待ちいただければと思います。

7 小学校における栄養士の配置について（個人参加）

学校給食については、栄養士が配置されている学校では栄養士が食材を発注しているが、栄養士がいない学校では校長から指名された先生が業務多忙の中、担任をしながら食材の購入に当たっている。勝倉小学校のような400人程度の規模の学校であっても、働き方改革として、栄養士の配置をしてもらえるように県に伝えてほしい。

（教育長回答）

ご要望ありがとうございます。基本的には自校給食で本当に羨ましがられているひたちなか市でございますので、それを推進するために、今おっしゃっていただいたようなことも当然必要な要件だと思います。教員の働き方改革を最大限、尊重しながら、一人ひとり子どもたちに届けられる給食を充実していくというのは当然の願いですので、考えさせていただきます。今後ともどうぞよろしくお願い致します。